

旭川市立小・中学校適正配置計画 (基本方針)

～児童生徒のより良い教育環境整備のために～



平成27年(2015年)3月

令和2年(2020年)3月 改訂

旭川市教育委員会

目次

はじめに.....	1
1 本市の現状と課題	2
(1) 児童生徒数の変遷と学校の規模	2
(2) 小・中学校の統廃合の状況.....	3
(3) 小・中学校の通学区域の状況.....	3
(4) 学校施設の老朽化の状況.....	4
(5) 今後の課題	5
2 適正配置の考え方	6
(1) 適正な学校規模の確保	6
(2) 学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域の設定	7
(3) 適切な通学区域の設定	7
(4) 統廃合を見据えた学校施設の整備	8
(5) 地域拠点校の存置.....	8
(6) 特認校の存置	9
(7) 保護者・地域の合意.....	9
3 適正配置の進め方	10
(1) ブロック別計画の策定	10
(2) 計画期間.....	11
(3) 児童生徒の環境変化への配慮.....	12
(4) 保護者・地域との合意形成.....	12
(5) 廃校校舎の跡利用.....	12
資料編	13

はじめに

次代を担う児童生徒により良い教育環境を整備することは、教育委員会の責務であり、その中で、小・中学校の適正配置の推進は、第2期旭川市学校教育基本計画においても基本施策の一つである「教育環境の充実」の中に位置付け、取り組んでいるところです。

少子化により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進む中で、児童生徒のより良い教育環境を整備するため、旭川市教育委員会では、平成17年度に「旭川市立小・中学校適正配置計画」を策定し、平成26年度までの計画期間で統廃合による学校の適正規模化に取り組んできたところですが、それまで地域コミュニティの核として地域に根付いてきた学校を統廃合することは、児童生徒やその保護者のみならず地域にとっても大きな決断を要することであり、順調に進捗してきたとは言い難い状況にありました。

少子化とこれに伴う学校の小規模化がその後も進行していくことが予想され、さらに学校施設の老朽化への対応などの課題もあったため、平成26年度に学識経験者、教育関係者、保護者、一般公募の市民などからなる「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会」を設置し、協議、検討を重ねた上で「旭川市立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方について（報告）」の提出を受けました。

この報告書に示された考え方を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、児童生徒にとってより良い教育環境を将来にわたって持続することが可能となるよう、平成27年3月に「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）」、平成27年10月に「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）」を策定し、平成27年度から15年間を計画期間として、学校の統廃合や通学区域の見直しに取り組んできたところです。

本計画は、社会情勢の変化などに伴い、学校ごとの児童生徒数の推計値と実態にかい離が生じる可能性があるため、計画期間を5年ごとの3期に分けて推進することとしております。令和元年度は、計画期間第1期の最終年度であることから、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（平成27年1月27日 文部科学省）や、懇談会でいただいた意見等を参考に、学校ごとの児童生徒数の変化の状況や、第1期の進捗状況等を踏まえ、計画の見直しを行いました。

1 本市の現状と課題

(1) 児童生徒数の変遷と学校の規模

市立小・中学校における児童生徒数は、昭和57年の51,024人をピークに年々減少傾向にあり、本計画策定時の平成26年には24,410人、令和元年度にはさらに減少し、22,314人とピーク時から56%の減少となっています。本市の総人口も減少傾向にあり、児童生徒数の減少は、今後も続くことが見込まれます。

また、児童生徒数の減少に伴い、ほとんどの学校において学級数が減少し、学校の小規模化が進んでおり、このような学校の小規模化は、次代を担う児童生徒に質の高い教育を提供する上で課題になっています。

学校には児童生徒数の規模によって、それぞれにメリットとデメリットが存在します。

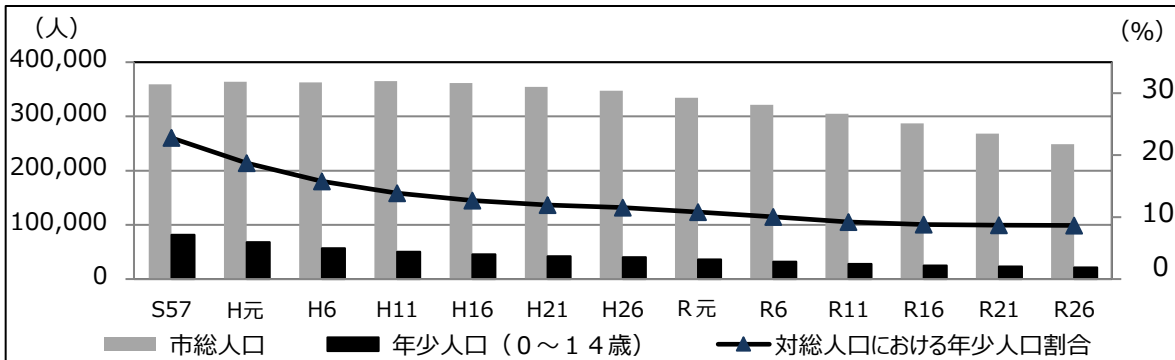
こうした学校規模に応じたメリットとデメリットを十分検証した上で、本市の地域特性等も踏まえながら、総合的に学校の適正規模について考える必要があり、特に、児童生徒数の減少が避けられない状況にあっては、学校の小規模化によるデメリットを克服することが重要です。

資料1 「各学校の児童生徒数、校舎築年数」

資料2 「市立小・中学校の規模別状況」

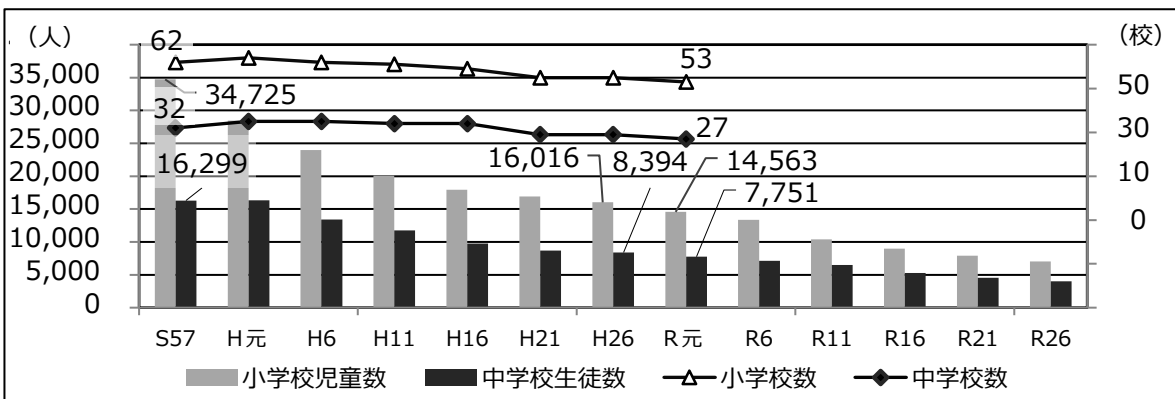
資料3 「学校規模によるメリット・デメリット（例）」

表1 旭川市の人口推移及び将来人口推計



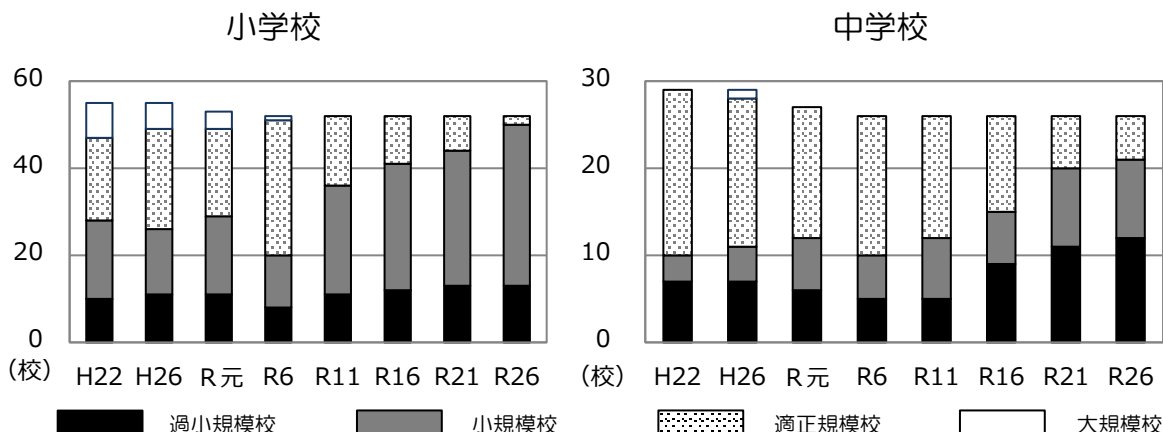
※R元年度までの人口推移は、旭川市「統計で見る旭川」より、年齢別人口（各年度10月1日現在（平成元年度から平成21年度までは9月末現在））から抜粋。R6年度以降の将来人口推計は、「旭川市人口ビジョン【改訂版】（令和2年3月改訂）」パターン別将来人口推計より、総合計画推計を引用。

表2 旭川市立小・中学校の児童生徒数・学校数の推移及び将来推計



※R元年度までの児童生徒数は、各年度5月1日現在の児童生徒数を基に作成。R6年度以降の児童生徒数は、住民基本台帳及びコーホート変化率法に基づき算出。

表3 旭川市立小・中学校の学校規模推移及び将来推計



※R元年度までは各年度5月1日現在の規模、将来推計は住民基本台帳及びコーホート変化率法に基づき算出。

(2) 小・中学校の統廃合の状況

本計画の計画期間の第1期には、5学級以下の小・中学校11校について統廃合に取り組み、そのうちの小学校3校と中学校1校について、周辺の学校に統合しました。

本計画の計画期間の初年度である平成27年度には、市内には市立の小学校は55校、中学校は27校ありましたが、令和2年4月1日には、小学校は52校、中学校は26校となっています。

(3) 小・中学校の通学区域の状況

本市では、それぞれの学校ごとに通学距離や住民の生活圏など本市の歴史的な経過の中で通学区域を定め、児童生徒の住所により通学する小・中学校を指定しています。

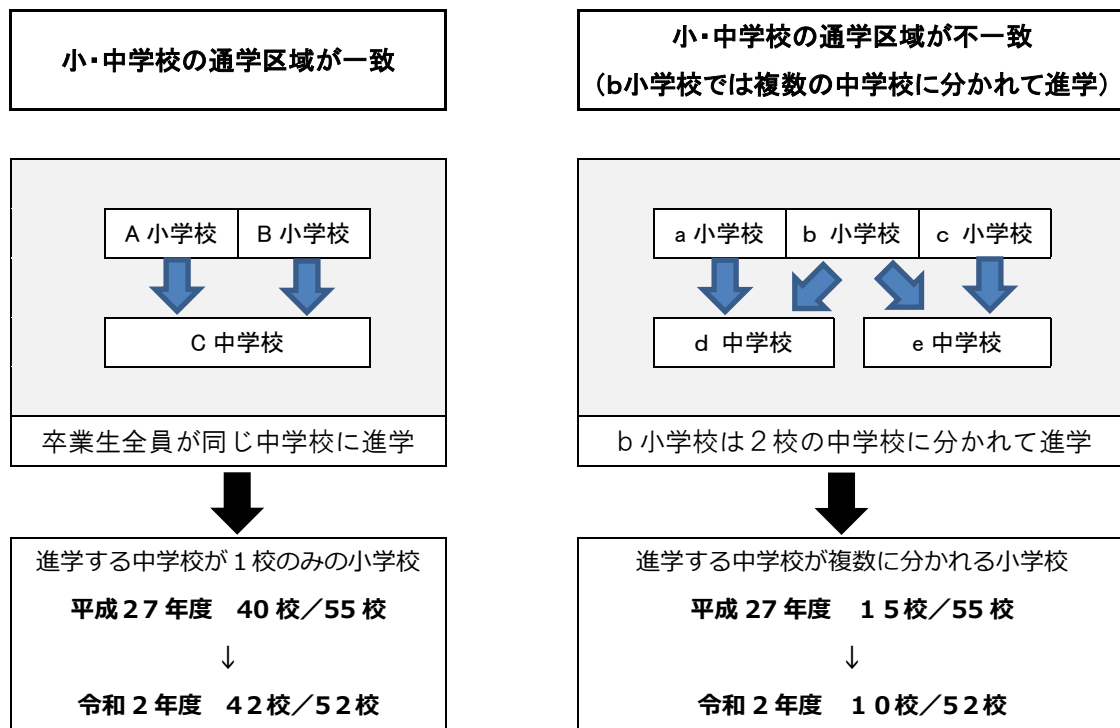
多くの場合、小学校の通学区域は、その全域が一つの中学校の通学区域に含まれるような通学区域を設定していますが、一部の地域では、小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっているため、卒業生が複数の中学校に分かれて進学する状況があります。

このような一つの小学校から複数の中学校に分かれて進学する状況に加え、市民委員会などの地域コミュニティの地域割りとの不一致もあり、学校・家庭・地域の連携を図りにくい状況が生まれていることから、地域コミュニティの状況も考慮しながら小・中学校の通学区域の整合を図っていくことが必要です。

そのような状況にある小学校について、関係する学校の通学区域の見直しを図り、本計画の計画期間の第1期には5校について卒業生が複数の中学校に分かれて進学する状況を解消しましたが、令和2年度には、進学先の中学校が複数に分かれる小学校が10校あります。

資料4「小学校の進学先中学校とその居住割合」

図1 小・中学校通学区域の一致と不一致



(4) 学校施設の老朽化の状況

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育施設として重要な意義を持っているほか、放課後児童クラブ^{※1}の設置や学校施設スポーツ開放事業^{※2}の実施、さらに、災害時には避難所となる施設です。

本市の小・中学校校舎は、その多くが児童生徒が急増した昭和60年代以前に新築又は増改築されています。そのため、これらの学校施設は、改修や改築を行う必要が生じていますが、厳しい財政状況の中、順調に進んでいないのが実情であり、児童生徒に安全・安心で充実した教育環境を提供する上での大きな課題となっています。また、学校施設は数十年にわたり大切に使用する施設であることから、整備に当たっては、将来における学校規模の推移を慎重に見極める必要があります。

こうした中で、計画的に施設整備を行うためには、長期的な視点に立ち、全市的な観点からバランスの良い学校配置の在り方を整理する必要があります。

資料5「市立小・中学校校舎 建築年・築年数」

※1 放課後児童クラブ…就労や病気等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に設置

※2 学校施設スポーツ開放事業…学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ活動や社会教育の場として利用する事業

(5) 今後の課題

本計画期間の第1期には、5学級以下の小・中学校11校について統廃合を実施するとともに、進学する中学校が複数に分かれる小学校8校について、全員が同じ中学校に進学できるよう関連する小・中学校の通学区域の見直しを行う計画でしたが、統廃合については4校、通学区域の見直しについては5校の実施となり、計画どおりの進捗には至りませんでした。

適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しは、保護者や地域の合意を得て進めることとしていますが、統廃合に関しては、保護者や地域からは、学校の小規模化による学習や友人関係、部活動への影響についての心配や、教員の配置数が減ることにより学校運営に支障が生じることへの懸念などから、統廃合に関し前向きな意見がある一方、統廃合を行うことで教育環境が変わることや通学距離が遠くなること、地域に根付いてきた学校がなくなることについての心配、小規模校での教育を希望することなどから、現状の規模の学校を望む意見もあり、様々な意見がある中で、統廃合についての合意を得るに至っていない学校や地域があります。通学区域の見直しに関しても、通学区域が変更となることについて様々な意見があります。

今後は、これまで以上に、児童生徒のより良い教育環境の整備について保護者や地域と意見交換を行い、課題を共有し、その解決について議論を深めていく必要があります。

また、第1期に統廃合を経験した児童及びその保護者へ統合についての感想を尋ねたアンケートでは、児童からは、「友達がたくさんできて楽しい。」「人数が多いため、友達の意見を参考にすることができるようになった。」、保護者からは、「友達がたくさんでき、大人数でスポーツや遊び、勉強ができるようになった。」「行事を行うときに、人数が多いので子どもも楽しいし、保護者の負担も減っている。」との回答をいただいています。今後は、学校の統廃合がより良い教育環境の整備につながることに理解を得ることができるよう、統廃合対象校の保護者や地域に、統廃合を経験した児童生徒や保護者の声を伝えるとともに、統廃合実施時には学校間の交流活動や通学支援など、子どもたちが新たな環境に円滑に移行できるよう努めることを丁寧に説明していく必要があります。

2 適正配置の考え方

(1) 適正な学校規模の確保

学校教育は、集団生活を基本とし、児童生徒に確かな学力とともに豊かな人間性や社会性を育む役割を担っており、そうした社会的な負託に応えるためには、教育の質を保証する学校規模の確保が重要です。

そのため、適正な学校規模については、次の三つの観点から考え方を整理します。

教育指導の観点から

授業や学校行事、部活動などにおいて一定の集団の規模が確保され、担当教員の指導の下、児童生徒一人一人が個性を発揮し、仲間と競い合い、協力し合いながら多様な活動を展開できる学校規模

人間関係の観点から

学級編制替えなどを通じて多様な人間関係を経験し、学び合い、支え合う教育活動の中で児童生徒同士、あるいは児童生徒と教員が互いに理解し合い、信頼関係を築き、集団生活を通じて社会性や協調性を養うことができる学校規模

学校運営の観点から

児童生徒の指導において、専門教科の免許等学校運営上必要な免許を持った教職員が配置されるとともに、学校の働き方改革の視点からも一つの学年を複数の教員で担当するなど協力して教育活動や分掌業務、研修活動等を展開できる学校規模

本市においては、これら三つの観点から学校の適正規模を捉え、通常の学級数に応じた学校規模を次のとおり区分します。

区分	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校
小学校	5 学級以下	6～11 学級	12～18 学級	19 学級以上
中学校	5 学級以下	6～8 学級	9～18 学級	19 学級以上

学校規模が適正でない場合、小規模・大規模のデメリットを抑制するため、教育活動上の工夫を行うことが必要となりますが、適正規模からのかい離が著しいと、そのようなデメリットの抑制が困難になります。

過小規模校の場合、小学校では複式学級となり、中学校では各教科の免許を持った教員の配置ができなくなるなど教育の質の低下が懸念されます。

小学校においては、小規模校でも学校全体の児童数が100人以下になると、十分な教員配置が難しくなる場合があるほか、学年が単学級となる場合が多くあります。学級の規模については、規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなるなどのメリットもありますが、児童生徒数が極端に少なくなった場合、班活動や集団学習、協働的な学習

に様々な制約や課題が生じる可能性があります。今後の教育においては、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。学級規模が小さくなりすぎると、こうした新たな時代に求められる教育活動を充実させることが難しくなるといった課題もあります。

以上のことから、適正配置に伴う統廃合の対象校は、次のとおりとします。

小学校	過小規模校及び通常の学級の児童数が100人以下の小規模校
中学校	過小規模校

(2) 学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域の設定

これからの学校教育は、義務教育段階の9年間を見通して児童生徒に確実に生きる力を育む教育の推進が求められています。小・中学校間で児童生徒の学習面や生活面での目標を共有するなど、小学校から中学校への円滑な接続がより重要となっており、本市においては、平成26年度から、小中連携・一貫教育に取り組んでいます。

次代を担う子どもたちの豊かな成長を支えるためには、社会総掛かりでの教育が不可欠であり、これまでの小中連携・一貫教育の取組をベースとして、地域住民や保護者、学校が力を合わせて子どもたちをともに育て豊かな学びをつくるコミュニティ・スクールの導入を進めています。

このような小・中学校間や学校・家庭・地域の連携をより効果的に推進していくため、適正配置の推進に合わせ、次のとおり通学区域の見直しを行います。

- ① 小学校卒業後の進学先が複数の中学校にまたがることのないように、小・中学校の通学区域を一致させます。
- ② 町内会や市民委員会などの地域コミュニティと通学区域との整合をできる限り図ります。
- ③ 通学区域を変更する場合には、個々の学校や保護者・児童生徒の実情に応じ、適切な移行期間を設けます。

(3) 適切な通学区域の設定

通学区域の設定に当たっては、児童生徒の通学における安全性の確保や遠距離通学に対する配慮が必要です。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、標準的な通学距離を小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校はおおむね6キロメートル以内と定めています。

このことから、学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、国の標準的な通学距離を基本に、積雪寒冷地という本市の地域特性を踏まえながら適切な通学区域を設定します。

(4) 統廃合を見据えた学校施設の整備

市内における学校施設は老朽化が進んでおり、統廃合を見据えて施設面でもより良い教育環境を実現していく必要があります。

しかしながら、学校施設の整備には多額の費用を要することから、適正配置を進めるに当たっては、統廃合やそれに伴う児童生徒数の推計を慎重に見定め、計画的な施設整備を行っていくことが重要です。

このような考え方にに基づき、統廃合に伴う学校施設の配置は、適切な通学区域の設定や安全な通学路の確保、その他立地条件を十分に勘案し決定します。また、統廃合に当たっては、既存の学校施設を有効活用しながら必要な施設整備を行います。

(5) 地域拠点校の存置

本市は、これまでの近隣町村との合併により、747.66 km²と広大な行政面積を有しているため、旧合併地域において画一的に適正規模に基づいた統廃合を進めた場合、適正規模化による教育効果に比べ、児童生徒の通学の負担や地域拠点としての学校の役割の喪失などのデメリットが大きくなることも考えられます。

したがって、旧合併地域において地域の拠点的な役割を果たしてきた学校は、地域拠点校として学校を存置します。

ただし、学校は、第一義的には将来を担う児童生徒により良い教育を行う場であることから、現在又は将来において数年度にわたり欠学年が生じ、教育指導面や学校運営面で著しい支障を及ぼすと考えられる場合には、統廃合を検討します。

地域拠点校と位置付ける学校は、次のとおりとします。

- ①東旭川地区…旭川小学校，旭川中学校
- ②東鷹栖地区…近文第1小学校，東鷹栖中学校
- ③西神楽地区…西神楽小学校，西神楽中学校
- ④江丹別地区…江丹別小学校，江丹別中学校（小中併置校）

※なお、神居、永山、神楽地区については、現時点では地域拠点校としての位置付けをしている学校はありません。

(6) 特認校の存置

本市では、本市周辺部に位置する自然環境に恵まれた小規模校において、豊かな自然に触れる中で豊かな心と逞しい体を育てたいという保護者の希望がある場合は、一定の条件を付してこれを認めることとしており、小学校1校（富沢小学校）、小中併置校1校（旭川第5小学校・桜岡中学校）を通学区域外からの通学を許可する特認校として指定しています。

特認校については、統廃合の対象としないこととし、特認校の通学区域内に居住する児童生徒に対しては、より適正な規模の学校で学ぶ機会を提供するため、隣接する通学区域の学校への入学を認めることとします。

(7) 保護者・地域の合意

適正配置は、学校の統廃合や通学区域の見直しにより推進していくこととなりますが、これらの手法は、その時々児童生徒やその地域で生活する住民に対し大きな影響を及ぼすことから、個々の学校の適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域とその必要性を十分に協議し、共通理解と協力を得て進める必要があります。

したがって、適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、保護者及び地域の合意を得ることとします。

3 適正配置の進め方

(1) ブロック別計画の策定

小・中学校の統廃合や通学区域の見直しは、対象校のみならず隣り合う複数の学校や地域にも大きな影響を及ぼすため、適正配置を推進する場合には、その影響を十分加味し、広域的な視点で検討することが必要です。

そこで、適正配置の推進によって及ぼす影響の範囲が、市内を流れる主要な河川で区切られた生活圏で限定されていることに着目し、市内を次の5ブロックに分割した上で、本基本方針を踏まえ、それぞれのブロックごとに将来のあるべき学校配置を具体的に示した「ブロック別計画」を別に策定します。

ブロック	学校	学校名
① 中央・東・東旭川 ブロック	小学校	青雲小, 新町小, 日章小, 知新小, 朝日小, 啓明小, 東町小, 千代田小, 豊岡小, 旭川小, 旭川第1小, 旭川第2小 ^{※1} , 旭川第3小, 旭川第5小, 東栄小, 愛宕小, 東光小, 愛宕東小, 共栄小
	中学校	中央中, 光陽中, 東光中, 旭川中, 旭川第2中 ^{※2} , 桜岡中, 東陽中, 東明中, 愛宕中
② 新旭川・永山 ブロック	小学校	正和小, 東五条小, 新富小, 永山小, 永山東小, 永山西小, 永山南小
	中学校	明星中, 永山中, 永山南中
③ 北星・春光・ 東鷹栖ブロック	小学校	大有小, 近文小, 大町小, 北光小, 春光小, 北鎮小, 向陵小, 末広小, 高台小, 近文第1小, 近文第2小, 陵雲小, 末広北小
	中学校	北門中, 北星中, 六合中, 啓北中, 東鷹栖中, 春光台中, 広陵中
④ 神居・江丹別 ブロック	小学校	神居小, 雨紛小, 富沢小, 台場小, 神居東小, 忠和小, 江丹別小, 嵐山小
	中学校	神居中, 神居東中, 忠和中, 江丹別中, 嵐山中
⑤ 神楽・西神楽 ブロック	小学校	神楽小, 西御料地小, 神楽岡小, 緑が丘小, 緑新小, 西神楽小, 聖和小 ^{※3} , 千代ヶ岡小 ^{※4}
	中学校	神楽中, 緑が丘中, 西神楽中

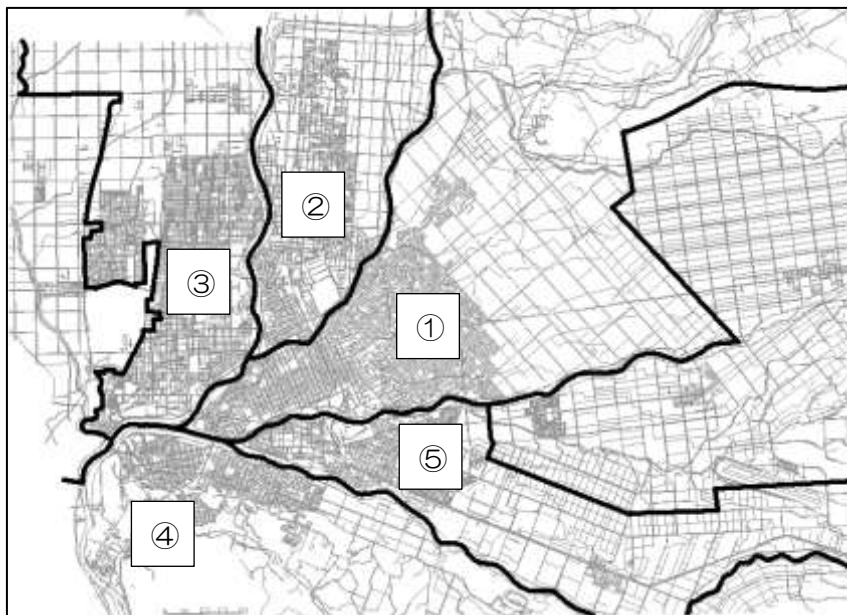
※1 R2.4.1 旭川小に統合

※2 R2.4.1 通学区域を分けて旭川中, 東陽中, 東明中に統合

※3 H28.4.1 西神楽小に統合

※4 H31.4.1 西神楽小に統合

図2 市内各ブロック



(2) 計画期間

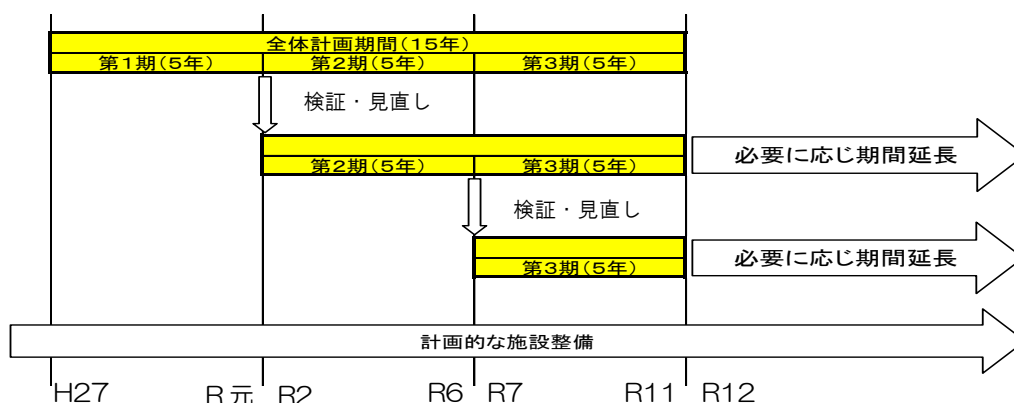
適正配置の推進に当たっては、改修や改築などの必要な施設整備を見据え、長期的な視点に立って計画を推進することが重要です。一方で、適正配置の基本となる学校ごとの児童生徒数については、今後の社会情勢の変化などに伴い、長期的な視点に立つほど推計値と実態にかい離が生じる可能性があります。

こうしたことを踏まえ、計画の期間は、平成27年度から令和11年度までの15年計画とするとともに、計画期間を5年ごとの3期に区切り、本基本方針とブロック別計画の検証・見直しの機会を設けることとします。

その際、それまでの適正配置の進捗状況などを踏まえ、必要に応じ計画期間の延長を検討します。

また、国の各種教育制度の改正や社会情勢の急激な変化などがあった場合には、必要に応じ本基本方針とブロック別計画の見直しを行います。

図3 計画期間



(3) 児童生徒の環境変化への配慮

統廃合の対象校においては、児童生徒が統廃合の実施時に新たな環境に円滑に移行することができるよう、小中連携・一貫教育の取組として実施している学校間の交流活動を日頃から積極的に行うよう努めます。特に、特別な配慮が必要な児童生徒については、スムーズに環境の変化へ適応することができるよう、個々の児童生徒に応じた配慮に努めます。

また、統合に伴い閉校となる学校の通学区域に居住する児童生徒については、統合先の学校までの通学距離や交通手段の状況等を踏まえ、保護者と協議し、必要に応じ通学支援を行います。

(4) 保護者・地域との合意形成

適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、対象となる学校に通学する児童生徒の保護者や通学区域内の地域と十分な協議を行い、共通理解の上、合意を得ていく必要があります。

そのため、保護者や地域と児童生徒のより良い教育環境の整備について意見交換を行い、課題認識や統廃合を実施した場合の効果に関する見通しを共有します。また、必要に応じ、アンケートを実施するなど、保護者や地域の意向の把握に努めます。

合意形成に当たっては、まず、児童生徒の教育環境の充実の観点から関係する保護者、次いで、地域における学校の役割の観点から地域との合意形成を図ります。

(5) 廃校校舎の跡利用

適正配置の推進は、学校の統廃合を伴うため、廃校校舎が生じることとなります。これら廃校校舎については、学校がそれぞれの地域において果たしてきた役割を踏まえ、統廃合に伴う廃校校舎の利活用策については、地域の理解も得ながら検討を進める必要があります。

特に、地域拠点校に位置付けた学校を統廃合する場合は、廃校後も地域コミュニティの核としての機能を維持できるよう努めます。

資料編

資料名	ページ
資料1 各学校の児童生徒数，校舎築年数	14
資料2 市立小・中学校の規模別状況	16
資料3 学校規模によるメリット・デメリット（例）	17
資料4 小学校の進学先中学校とその居住割合	18
資料5 市立小・中学校校舎 建築年・築年数	19

資料1 各学校の児童生徒数、校舎築年数（小学校）

各年度5月1日現在

単位／児童数：人，学級数：学級

ブ ロ ッ ク	学校名	H26			R元			R6推計			R11推計			校舎 建築年 (年)
		児童数	通常学級		児童数	通常学級		児童数	通常学級		児童数	通常学級		
			児童数	学級数		児童数	学級数		児童数	学級数		児童数	学級数	
中央・東・東旭川	青雲小	192	170	7	147	129	6	181	160	6	138	123	6	H18
	新町小	119	116	6	113	99	6	130	116	6	99	89	6	H12
	日章小 ^{※1}	79	70	6	53	46	5	62	54	6	51	44	4	S42
	知新小	185	180	7	226	215	8	297	281	12	266	252	12	S45
	朝日小	237	218	8	218	205	9	228	216	8	182	173	6	H4
	啓明小	335	319	12	287	265	12	340	316	12	272	253	12	S50
	東町小	231	218	9	226	205	8	279	254	12	223	203	8	S61
	千代田小 ^{※1}	455	430	14	428	389	14	443	404	14	354	323	12	S39
	豊岡小 ^{※1}	284	258	12	275	247	11	292	263	12	234	211	8	S41
	旭川小	329	314	12	374	345	12	296	275	12	233	216	8	H30
	旭川第1小	10	9	3	7	6	2	5	5	3	4	4	2	S63
	旭川第2小	24	23	4	17	15	2	R2.4.1旭川小に統合						H4
	旭川第3小	243	227	8	258	240	11	215	201	8	169	158	6	S56
	旭川第5小 ^{※2}	29	29	4	16	15	2	14	13	3	11	10	3	S63
	東栄小 ^{※1}	331	311	13	278	255	11	293	269	12	230	211	8	S45
	愛宕小	396	376	13	354	313	12	362	321	12	284	252	12	S49
東光小	783	752	24	655	621	19	447	427	14	351	336	12	S50	
愛宕東小	693	672	21	607	576	19	480	458	14	377	360	12	S60	
共栄小	288	276	12	299	275	11	287	262	12	225	206	8	S62	
新旭川・永山	正和小	83	77	6	59	53	5	94	83	6	72	64	6	S49
	東五条小	321	304	12	261	242	10	270	250	12	208	192	8	H3
	新富小	329	311	13	312	294	12	315	297	12	243	229	8	H7
	永山小	667	634	21	616	573	19	526	488	18	402	373	14	S50
	永山東小	75	72	6	64	58	6	74	67	6	57	52	6	S61
	永山西小 ^{※1}	737	708	22	615	567	18	473	439	14	361	336	12	S40
永山南小	624	593	20	562	532	19	577	549	20	441	419	14	S55	
北星・春光・東鷹栖	大有小	277	259	11	264	241	10	286	259	12	226	204	8	S57
	近文小	507	485	17	422	399	12	428	408	14	338	322	12	S54
	大町小	78	75	6	76	68	6	68	59	6	53	46	4	H3
	北光小	304	288	12	263	235	10	292	259	12	230	205	8	H14
	春光小	473	450	16	391	357	12	359	325	12	270	244	12	S61
	北鎮小	394	370	14	338	318	13	291	276	12	219	207	8	S57
	向陵小	340	319	13	312	288	11	224	205	8	168	154	6	S59
	末広小	371	354	13	367	345	13	341	318	12	256	239	8	H25
	高台小	618	580	20	555	518	18	356	332	12	274	256	12	H22
	近文第1小	238	227	8	226	210	9	187	175	6	145	135	6	S41
近文第2小	33	31	4	46	38	4	51	43	4	39	33	4	H8	
陵雲小	541	498	17	482	434	14	445	399	14	344	308	12	S52	
末広北小	310	297	12	277	263	12	265	252	12	204	194	8	S56	
神居・江丹別	神居小	355	323	13	328	294	12	346	310	12	260	233	8	H11
	雨紛小 ^{※1}	19	19	3	13	12	3	8	7	3	6	6	3	S54
	富沢小 ^{※2}	37	37	4	33	33	4	35	35	4	26	26	3	S60
	台場小	55	43	4	46	32	4	31	21	3	23	16	3	S47
	神居東小	414	397	12	361	335	12	295	275	12	222	207	8	S49
	忠和小	566	541	18	512	468	17	432	393	14	325	296	12	S53
	江丹別小	6	6	2	6	6	2	7	7	3	7	7	3	S49
	嵐山小	7	6	2	4	3	1	0	0	0	0	0	0	H12
神楽・西神楽	神楽小	280	261	11	339	317	13	295	280	12	236	224	8	S63
	西御料地小	527	503	17	452	423	15	367	345	12	294	277	12	S43
	神楽岡小	400	370	13	394	352	12	350	317	12	280	254	12	H15
	緑が丘小	288	271	11	250	241	10	200	194	8	160	156	6	S48
	緑新小	369	350	13	386	358	12	326	304	12	261	243	11	S58
	西神楽小 ^{※3}	99	98	6	93	83	6	77	68	6	53	46	4	H2
	聖和小	11	11	3	H28.4.1西神楽小に統合									S53
千代ヶ岡小	20	18	3	H31.4.1西神楽小に統合									H9	
合計	16,016	15,154	593	14,563	13,451	536	13,342	12,334	515	10,406	9,627	414		

資料1 各学校の児童生徒数、校舎築年数（中学校）

各年度5月1日現在
生徒数：人，学級数：学級

ブ ロ ッ ク	学校名	H26			R元			R6推計			R11推計			校舎 築年 (年)
		生徒数	通常学級		生徒数	通常学級		生徒数	通常学級		生徒数	通常学級		
			生徒数	学級数		生徒数	学級数		生徒数	学級数		生徒数	学級数	
中 央 ・ 東 ・ 東 旭 川	聖園中	150	145	6										
	常盤中	75	59	3										
	北都中	172	164	6										
	中央中				355	311	10	361	316	9	444	389	12	H26
	光陽中	328	311	9	257	227	7	279	247	9	295	260	9	H7
	東光中	372	352	11	365	340	11	325	302	9	376	350	10	H6
	旭川中	163	155	6	173	161	6	175	162	6	139	129	6	S56
	旭川第2中	79	76	3	16	13	2	R2.4.1旭川中，東陽中，東明中に統合						S60
	桜岡中 ^{※2}	12	11	2	17	16	3	20	19	3	26	24	3	S63
	東陽中	388	373	11	354	336	10	393	373	12	380	361	11	S53
東明中	430	417	12	499	472	13	429	406	12	313	296	9	S59	
愛宕中	453	447	13	460	443	13	393	379	12	338	326	10	S63	
新 旭 山 川	明星中 ^{※1}	330	319	10	320	298	9	305	284	9	324	302	9	S41
	永山中	564	556	15	485	465	14	476	457	13	367	352	10	H8
	永山南中	598	575	17	548	524	16	480	459	13	463	443	13	S57
東 鷹 栖	北門中	494	480	15	449	427	12	400	380	12	430	409	12	S56
	北星中	322	293	9	278	260	9	260	243	9	213	199	6	S62
	六合中	291	275	9	275	261	8	290	276	9	263	250	9	H元
	啓北中	319	307	10	284	259	8	251	229	7	222	202	6	S51
	東鷹栖中 ^{※3}	131	127	5	128	124	5	122	118	4	112	108	4	H3
	春光台中	333	327	11	302	290	9	268	258	9	154	148	6	S54
江 神 丹 居 別	広陵中	473	462	13	412	384	12	392	365	12	351	327	10	S59
	神居中	280	267	9	209	181	6	163	141	6	168	145	6	S48
	神居東中	227	222	7	235	222	8	191	180	6	150	142	6	S57
	忠和中	298	288	9	297	275	9	258	239	7	211	195	6	H元
	江丹別中	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1	S49
嵐山中	8	8	2	8	7	2	8	7	2	0	0	0	S59	
西 神 楽 ・ 神 楽 ・ 西 神 楽 中	神楽中	350	344	9	379	350	11	357	330	10	342	316	9	H9
	緑が丘中	698	677	19	587	560	17	510	486	15	390	372	12	S53
	西神楽中 ^{※3}	55	52	3	58	56	3	39	37	3	28	27	3	S57
合計		8,394	8,090	255	7,751	7,263	234	7,147	6,695	219	6,501	6,074	198	

：統廃合の対象校

：平成27年4月1日に中央中に統合（参考）

※1 施設の老朽化などにより改築等が必要な学校

※2 区域外からの通学が認められる特認校であるが，将来推計は区域内の人口により算出

※3 過小規模校又は通常の学級の児童数100人以下の小規模校であるが，地域拠点校であるため，統廃合の対象校としない。

※学校ごとの児童生徒数推計は，平成31年4月1日現在の住民基本台帳を基に，コーホート変化率法により算出

資料2 市立小・中学校の規模別状況

令和元年5月1日現在（学校数は令和2年4月1日現在）

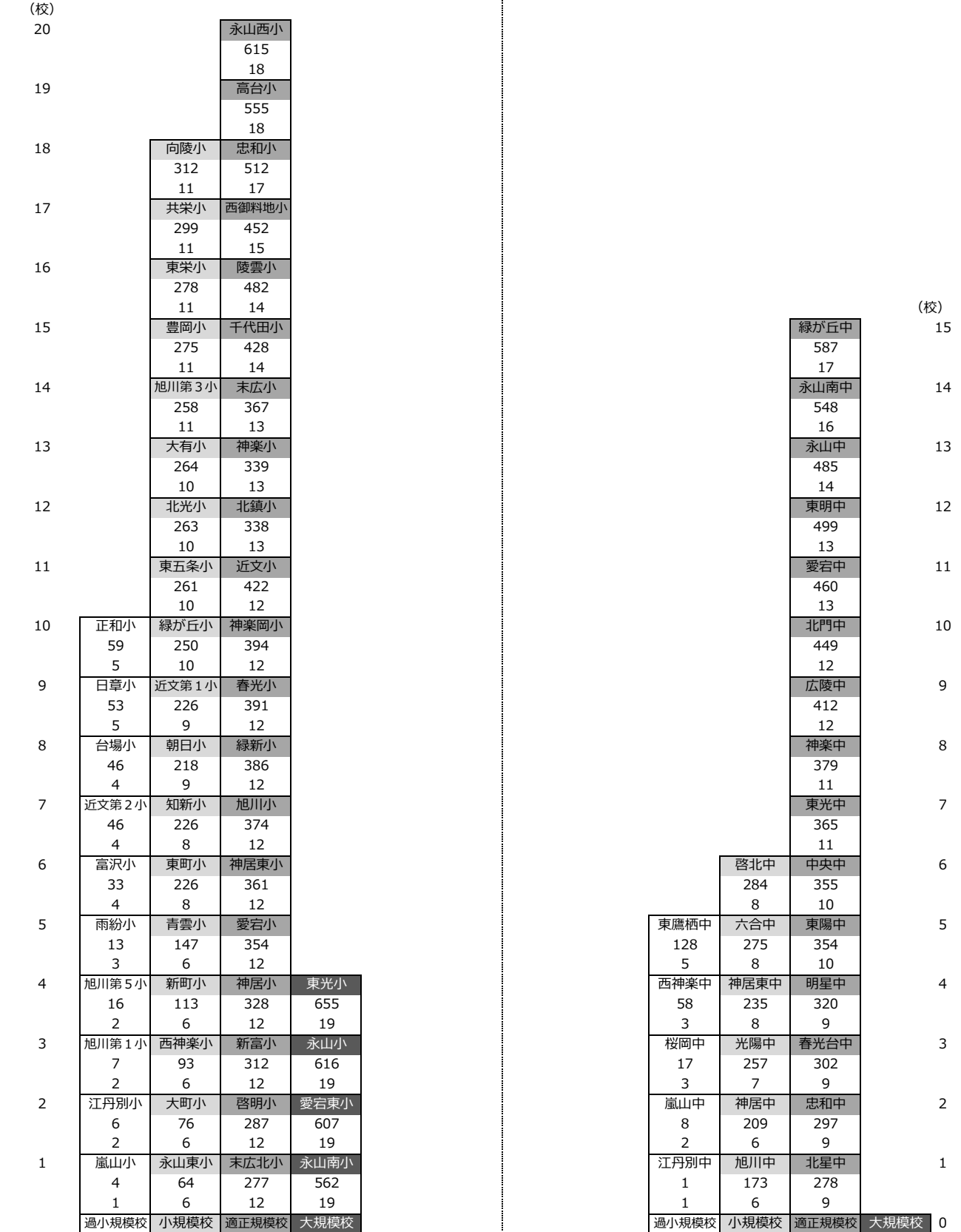
小学校

【小学校の学校規模・校数】	
過小規模校（5学級以下）	10校
小規模校（6～11学級）	18校
適正規模校（12～18学級）	20校
大規模校（19学級以上）	4校

学校名	(単位)
児童生徒数	(人)
通常学級数	(学級)

中学校

【中学校の学校規模・校数】	
過小規模校（5学級以下）	5校
小規模校（6～8学級）	6校
適正規模校（9～18学級）	15校
大規模校（19学級以上）	0校



資料3 学校規模によるメリット・デメリット（例）

※『中央教育審議会 初等中等教育分科会 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会』（H20.12） 配付資料より

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	○児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、共に努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	○集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を更に伸ばしやすい。	○全教職員による各児童生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。
	○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○児童生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくい。
		○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	
生活面	○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。	○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	○児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	○全教職員による各児童生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。
学校運営面・財政面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。	○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。	○教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた教職員配置を行いやすい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ○校務分掌を組織的に行いやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。	○教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	○子ども一人当たりに係る経費が大きくなりやすい。	○子ども一人当たりに係る経費が小さくなりやすい。	○特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	○PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

資料4 小学校の進学先中学校とその居住割合

ブ ロ ッ ク	学校名	平成27年度						令和2年度					
		進学先指定中学校			14歳以下居住割合			進学先指定中学校			14歳以下居住割合		
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
中 央 ・ 東 ・ 東 旭 川	青雲小	中央中			100.0%			中央中			100.0%		
	新町小	中央中			100.0%			中央中			100.0%		
	日章小	中央中			100.0%			中央中			100.0%		
	知新小	中央中			100.0%			中央中			100.0%		
	朝日小	中央中	光陽中		78.3%	21.7%		中央中	光陽中		81.4%	18.6%	
	啓明小	東光中	中央中		92.7%	7.3%		東光中			100.0%		
	東町小	光陽中			100.0%			光陽中			100.0%		
	千代田小	東光中			100.0%			東光中			100.0%		
	豊岡小	光陽中			100.0%			光陽中			100.0%		
	旭川小	旭川中	愛宕中		100.0%	0.0%		旭川中	愛宕中		99.9%	0.1%	
	旭川第1小	旭川中			100.0%			旭川中			100.0%		
	旭川第3小	東明中	旭川第2中	東陽中	65.2%	27.9%	6.9%	東明中			100.0%		
	旭川第5小	桜岡中	旭川中		55.8%	44.2%		桜岡中	旭川中		70.0%	30.0%	
	東栄小	東陽中	光陽中	東光中	67.0%	23.2%	9.8%	東陽中			100.0%		
	愛宕小	愛宕中	東陽中		66.5%	33.5%		愛宕中	東陽中		67.2%	32.8%	
	東光小	東明中	旭川第2中		100.0%	0.0%		東明中			100.0%		
愛宕東小	愛宕中	東陽中	旭川中	85.8%	13.7%	0.5%	愛宕中	東陽中	旭川中	81.1%	18.5%	0.4%	
共栄小	東陽中	旭川第2中		69.5%	30.5%		東陽中			100.0%			
新 旭 川 ・ 永 山	正和小	永山南中	明星中		61.3%	38.7%		永山南中	明星中		69.6%	30.4%	
	東五条小	明星中			100.0%			明星中			100.0%		
	新富小	明星中			100.0%			明星中			100.0%		
	永山小	永山中			100.0%			永山中			100.0%		
	永山東小	永山中			100.0%			永山中			100.0%		
	永山西小	永山南中	永山中		61.4%	38.6%		永山南中	永山中		63.0%	37.0%	
	永山南小	永山南中			100.0%			永山南中			100.0%		
北 星 ・ 春 光 ・ 東 鷹 栖	大有小	北門中	北星中		71.6%	28.4%		北門中	北星中		73.7%	26.3%	
	近文小	北門中			100.0%			北門中			100.0%		
	大町小	北星中			100.0%			北星中			100.0%		
	北光小	北門中	北星中		70.2%	29.8%		北門中	北星中		73.7%	26.3%	
	春光小	六合中	啓北中		57.1%	42.9%		六合中	啓北中		56.0%	44.0%	
	北鎮小	啓北中			100.0%			啓北中			100.0%		
	向陵小	北星中			100.0%			北星中			100.0%		
	末広小	六合中			100.0%			六合中			100.0%		
	高台小	春光台中			100.0%			春光台中			100.0%		
	近文第1小	東鷹栖中			100.0%			東鷹栖中			100.0%		
	近文第2小	東鷹栖中			100.0%			東鷹栖中			100.0%		
	陵雲小	広陵中			100.0%			広陵中			100.0%		
末広北小	広陵中			100.0%			広陵中			100.0%			
神 居 ・ 江 丹 別	神居小	神居中			100.0%			神居中			100.0%		
	雨紛小	神居東中			100.0%			神居東中			100.0%		
	富沢小	神居中			100.0%			神居中			100.0%		
	台場小	神居中			100.0%			神居中			100.0%		
	神居東小	神居東中			100.0%			神居東中			100.0%		
	忠和小	忠和中			100.0%			忠和中			100.0%		
	江丹別小	江丹別中			100.0%			江丹別中			100.0%		
	嵐山小	嵐山中			100.0%			嵐山中			100.0%		
神 楽 ・ 西 神 楽	神楽小	神楽中			100.0%			神楽中			100.0%		
	西御料地小	緑が丘中			100.0%			緑が丘中			100.0%		
	神楽岡小	神楽中			100.0%			神楽中			100.0%		
	緑が丘小	緑が丘中			100.0%			緑が丘中			100.0%		
	緑新小	緑が丘中			100.0%			緑が丘中			100.0%		
	西神楽小	西神楽中			100.0%			西神楽中			100.0%		

※14歳以下居住割合は、各年度の前年4月1日現在の住民基本台帳に基づく14歳以下人口により算出

資料5 市立小・中学校校舎 建築年・築年数

令和2年4月1日現在

小学校				建築年	築年数	中学校		
			千代田	S39	56			
			永山西	S40	55			
		近文第1	豊岡	S41	54	明星		
			日章	S42	53			
			西御料地	S43	52			
				S44	51			
		東栄	知新	S45	50			
				S46	49			
			台場	S47	48			
			緑が丘	S48	47	神居		
神居東	愛宕	江丹別	正和	S49	46	江丹別		
	東光	永山	啓明	S50	45			
				S51	44	啓北		
			陵雲	S52	43			
			忠和	S53	42	東陽	緑が丘	
		雨紛	近文	S54	41	春光台		
			永山南	S55	40			
		末広北	旭川第3	S56	39	北門	旭川	
		北鎮	大有	S57	38	西神楽	永山南	神居東
			緑新	S58	37			
			向陵	S59	36	嵐山	広陵	東明
		愛宕東	富沢	S60	35			
	永山東	東町	春光	S61	34			
			共栄	S62	33	北星		
	神楽	旭川第5	旭川第1	S63	32	桜岡	愛宕	
				H1	31	六合	忠和	
			西神楽	H2	30			
		大町	東五条	H3	29	東鷹栖		
			朝日	H4	28			
				H5	27			
				H6	26	東光		
			新富	H7	25	光陽		
			近文第2	H8	24	永山		
				H9	23	神楽		
				H10	22			
			神居	H11	21			
		嵐山	新町	H12	20			
				H13	19			
			北光	H14	18			
			神楽岡	H15	17			
				H16	16			
				H17	15			
			青雲	H18	14			
				H19	13			
				H20	12			
				H21	11			
			高台	H22	10			
				H23	9			
				H24	8			
			末広	H25	7			
				H26	6	中央		
				H27	5			
				H28	4			
				H29	3			
			旭川	H30	2			
				R元	1			
				R2	0			
小学校				建築年	築年数	中学校		

※増築等を行うなど複数の棟に分かれている校舎は、最も古い棟について記載

～お問合せ先～

旭川市教育委員会 学校教育部 教育政策課 適正配置担当

〒070-0036 旭川市 6 条通 8 丁目セントラル旭川ビル6F

電話 0166-25-7534

Eメール tekiseihaichi@city.asahikawa.hokkaido.jp

ホームページ [旭川市 適正配置計画](#) [検索](#)

